

【民法】

[出題趣旨]

本年度の民法論文試験問題も、昨年度同様、法科大学院既習者として入学を認めるに相応しい能力を有するものであるか否かを判定することを基本的目的としたものである。そのような能力としては、既習者入学生には1年配置の民法関係の講義科目の履修が免除されることから、明治大学法科大学院において、これら講義科目で教授することを目的としている民法の基本的法理についての体系的理解能力を備えているかどうかを試してみた。それと共に、法曹として供給される実践的な応用能力をも重視した。

第1問は、無権代理と相続についての典型的ともいえる問題である。もっとも、無権代理にしてしまわいためには、すなわち、有権代理としてきちんと処理するためには、関係者がいかなる手続を踏んでおけば良かったのかとの設問を敢えて付加した。法律的論点を学ぶに際して、なぜそのような問題が生じているのかについて考えながら勉強しているかを見るためである。

第2問の小問1は、詐害行為取消権の要件におけるいわゆる「相關関係的処理」についての具体的応用力を試した。詐害意思の立証はどのように行うのか等について、普段から関心をもって学んでいるかを問うた。小問2は、一見すると意表をついた問題にみえるかもしれないが、詐害行為取消権の基本的理解を問う問題である。詐害行為取消権の本質という問題は、誰もが学んだことのある問題であり、判決主文の書き方や被告が誰になるとかかわるということは周知のことであろう。その具体的な内容を問うたまでのことである。判例・通説の折衷説によれば、判決主文は、詐害行為の取消と逸出財産の回復という二つの内容からなることになる。とりわけ、逸出財産の回復の具体的な内容にまで関心をもちつつ学んでいるかを試した。